

愛媛県立野村高等学校活性化連絡協議会規約

(目的)

第1条 本会は、愛媛県立野村高等学校校区の生徒が減少するなか、野村中学校、城川中学校及び近隣の中学校と連携を密にしながら、野村高等学校の発展を支援しその存続について対策と推進を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、愛媛県立野村高等学校活性化連絡協議会と称し、事務局を野村高等学校同窓会に置く。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 野村高等学校の活性化に関する調査研究及び対策
- (2) 関係市町及び関係中学校との連絡提携
- (3) その他本会の目的達成上必要な事業

(役員)

第4条 本会の役員は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 庶務理事 1名
- (5) 会計理事 1名
- (6) 顧問 若干名

(役員の任期)

第5条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第6条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、その任務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に当たり、野村高等学校と関係中学校等の連絡調整に努める。
- (4) 庶務理事は、本会の事務を処理する。
- (5) 会計理事は、本会の会計を司る。
- (6) 顧問は、本会の事業遂行に関し、会長の諮問に応じる。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長、理事、庶務理事、会計理事、顧問は、協議会で選出する。

ただし、当協議会の役員が学校関係団体の役員または学校教職員の場合は、当年度の団体の役員または教職員をもって充てるものとする。

(協議会)

第8条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長は、必要に応じ、臨時協議会を招集することができる。

2 協議会において審議決定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び事業方針
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要な事項

(経費)

第9条 本会に要する経費は、野村高等学校同窓会、野村高等学校 PTA 負担金及び本会の趣旨に賛同する者の寄付金、助成金等をもって充てる。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年7月4日から実施する。
この規約の一部を改正し、令和5年8月23日から施行する。